

死んだ人が生きている、その逆も・・・

亡き父母の年金を頼る子が、死亡隠し。釜では戸籍上の死が多いのに

書類上の生死より、生身の人の生存・生活が大切 〓 当たり前の事

分からぬ時、迷ったときは相談を

江戸時代から戸籍の上だけで生きている人や死んでいるのに年金を受け取ったことになっている人など、最近、戸籍や住民票と生存実態とのズレが話題になることが多いようです。

釜ヶ崎では、住民票のない人(住民票を置いてあつた役所では、削除され、本籍地に戻っている人)や戸籍上死んだことになっている人(失踪宣告をされた人)が、そう珍しくはありません。

戸籍や住民票上の「生」と実際の「生」とのズレが何故生じるのかは、これも釜ヶ崎ではそう珍しいことではない身元不明で亡くなる人のことを考えれば、すぐわかります。(裏面に、失踪宣告・行路死亡人公告の事例があります)

釜ヶ崎で、この種の話が問題になるのは、生活保護を申請するときです。

もちろん、生活保護は、現に生きている人を対象とした制度ですから、戸籍上の死亡や住民票の有無は、申請の妨げにはなりません。

「入院しているときに、戸籍上死んでいるから居宅保護は無理で、施設に入れといわれた」という人が居ますが、戸籍上死んでいるから居宅保護は無理ということはありません。どこかで、話がすれ違ったのではないかと思います。

「失踪宣告」は、本人が家庭裁判所に生存を申し立てることによって、取り消し、戸籍上も生き返ることができます。その手続きには少し時間と経費がかかるので、生活保護の申請をした後で取りかからないと、失踪宣告取り消しの手続き中に飢え死にすることになりかねません。

書類上の生死のズレは、本人の生を元に訂正することができず、本人が実際に身元不明で死んでしまえば、訂正することができません。この場合は、死んだきりで、生き返ることはできません。訂正のきかない死を迎える前に、生活保護の活用を！

三徳寮一階娯楽室右側と市更相一階左側に、それぞれ「生活相談室」があります。どちらも、決定権は持っていませんが、親身に相談に乗ってくれそうです。

官報にみる失踪宣告の届け出公告と審判確定公告及び行路死亡人公告の紹介

平成22年8月25日官報／失踪に関する届出の催告（生きていたら連絡を、ということ）

次の申立人から不在者に対し失踪宣告の申立てがあったので、不在者は、公示催告期間満了の日までに当裁判所に生存の届出をしてください。届出がないときは、失踪宣告を受けることとなります。また、不在者の生死を知る者は、同日までにその旨当裁判所に届け出てください。

平成22年（家）第63号

大阪府吹田市泉町3丁目〇一〇 申立人 北川〇宜

本籍滋賀県近江八幡市長光寺町〇番地、最後の住所本籍に同じ 不在者 北川〇治 昭和29年9月〇日生

公示催告期間満了日 平成23年3月18日 大津家庭裁判所彦根支部

失踪宣告（戸籍上は死んだこととなります）

平成21年（家）第248号

本籍茨城県神栖市波崎〇番地、最後の住所 茨城県鹿島郡波崎町〇番地

不在者 網中〇 昭和13年3月〇日生 平成22年8月10日失踪宣告審判確定

水戸家庭裁判所麻生支部裁判所書記官

行路死亡人公告（平成10年官報）（肉体は死にましたが、本籍・住民票では生きている可能性が・・・）

1. 本籍・住所不詳、氏名自称山本某、50～55歳位の男性、身長176cm位、遺留金品現金1円、腕時計1個

上記の者は、平成10年2月18日午前7時00分頃大阪市西成区萩之茶屋1丁目3番44号先路上で発見された。死亡は平成10年1月18日午前6時00分頃（推定）、発見場所に同じ。死因は凍死。遺体は検視・解剖のうえ北斎場にて火葬に付しました。心当たりの方は当区福祉事務所までお申し出下さい。

3. 本籍・住所不詳、氏名今井某、年齢65歳位の男性、身長160cm位、遺留金品現金47,837円、腕時計1個、印鑑1個、財布1個、領収書1枚

上記の者は、平成10年2月22日午後6時45分頃大阪市西成区萩之茶屋1丁目13番24号で発見された。死亡は平成10年2月20日午前推定、発見場所に同じ。死因は病死の疑い（検索中）。遺体は検視・解剖のうえ北斎場にて火葬に付しました。心当たりの方は当区福祉事務所までお申し出下さい。

平成10年5月14日 大阪市 西成区長 小林 憲夫

2. 本籍・住所・氏名不詳、年齢55歳前後の男性、身長約160cm、痩せ型、半袖スポーツシャツ、ランニングシャツ、白色ズボン、遺留金品印鑑（軸に水島勝と記した紙片が貼ってある）

上記の者は、平成10年10月1日午後1時、大阪市天王寺区茶白山町5番天王寺公園南側で発見された。死亡は、平成10年10月1日午前6時頃発見場所に同じ。死因は病死。遺体は検視の上北斎場にて火葬に付しました。お心当たりの方は当区福祉事務所までお申し出下さい。

平成10年11月9日 大阪市 天王寺区長 杉本 孝夫

（生活保護は、生きている生身の「人」を対象にした制度です。住民票の有無や戸籍上の死亡とは別です。）